《書　　評》

Frederik J. Vervaet, *The High Command in the Roman Republic. The Principle of the summum imperium auspiciumque from 509 to 19 BCE*

Stuttgart: Franz Steiner Verlag, 2014, Pp. 369.

木　下　皓　司

ローマの共和政末期から帝政成立期にかけての研究は大きく分けて，Th・モムゼンを代表とする共和政の国家制度という法制史の観点からの分析と，ゲルツァー理論を基にした制度外の人間関係を中心とした社会史の観点からの分析という２つの研究の流れがある。帝政の成立については，双方の研究は，既に存在していた様々な職権にしても人間関係にしても，アウグストゥス個人が独占できたことで達成したと説明している[1)]。こうした研究史上にあって，前者の観点を中心にし，ローマ国家内や対外政策などで誰が最高指揮権を保持していたのかを問いながら同時期の説明を試みたのが本書である。

著者は，ベルギーのヘント大学で博士号を取得後，英米，ベルギー及びイタリアの大学，研究機関を経て，現在はオーストラリアのメルボルン大学の准教授を務めている。著者はこれまでローマ共和政末期から帝政成立期にかけての有力政治家に焦点を当て，彼らが就いていた上級公職やその代理職，そしてそれに関わるインペリウムや凱旋式という面から研究を重ねてきた[2)]。本書はそうした研究の現段階における集大成といえるだろう。本書の構成は以下の通りである。

Introduction
1. The *imperium auspiciumque*
2. The principle of the *summum imperium auspiciumque*
3. *Summum imperium auspiciumque* and *prouincia*
4. The *summum imperium auspiciumque* and the *ius triumphi*
5. The consuls and the *prouinciae Populi Romani*
6. The hierarchy of *imperatores* in *prouinciae permixtae*
7. The monopolization of the *summum imperium auspiciumque* from Cornelius Sulla Felix to Imperator Caesar Augustus
Conclusions

Postscript: the scope of the so-called *lex curiata de imperio*

著者はまず序章において，ローマ共和政から帝政初期にかけての膨大な研究の中で，最高指揮官を示す最高命令権と鳥占い権（*summum imperium auspiciumque*，以下 SIA）という，国制と宗教の両方を含む概念が包括的な研究の対象になっていなかったことを指摘する。命令権を持つ公職者間の関係は，その命令権の階級（*genera imperii*）の相対的な上下関係によってこれまで議論されてきたが，同じ公職者，もしくは同じ階級の命令権を持つ命令権者（*imperator*）の間の力関係の本質は明確にできていなかった。そうした命令権者間の公式かつ実際の力関係を正確に理解するために，著者は SIA を取り上げる。本書の分析対象は主にローマの戦争遂行であるが，SIA を用いることで，これまで議論されてきたローマの国制に関わる諸問題を解決し，そうした観点からスッラをはじめ共和政末期に現れた政治家たちの絶大な政治権力の成立を説明することを目標とする。

第 1 章では，*imperium auspiciumque*（以下 IA）の適用範囲を明らかにする。命令権と鳥占い権の両者が併記されるのは，公的活動に聖俗の両権限を持つ必要があったからである。ある指揮官の IA の下で勝利するということは，その指揮官の最高命令権と鳥占い権の下でなされたということであった。この際の指揮権限は，命令権（*imperium*）と指揮権（*ductus*）に分けられ，後者は実際の戦場で指揮を執ったことを意味し，それに対して前者は戦場に実際に居合わせたかを問わないが，その戦いの最高責任者であったことを示す権限であった。つまり，ある指揮官の IA の下での勝利があった時，その指揮官の命令権下での勝利と，同じ指揮官，もしくは下位の指揮官による，指揮権下での勝利という 2 種類が存在したのである。

次に第 2 章で扱うのは，SIA の保持者の決定の原則である。最高命令権（*summum imperium*）は，その保持者の公職や命令権の階級に関係なく，平時と戦時を問わず特定の活動を行う際の最高責任者である特定の一人の公職者の権威を示した。ローマ市内では月替わりでファスケスに先導される一方の執政官（もしくは執政官に任命された独裁官）が SIA を保持し，それより下級の公職者は通常の職務のために SIA 保持者に逆らわない範囲で IA を行使できた。ローマ市外で同じ管轄（*prouincia*）を複数の命令権者が共有する場合，最も上級の公職者が SIA を保持するが，公職者が同格の場合は一定の期間ごとに交代で務めるか，もしくは当事者の同意で一人に SIA が委ねられた[3)]。

ここで，本書の最後に置かれている補論を，鳥占い権の説明の補足のために取り上げておく。補論では，命令権に伴う鳥占い権の承認の手続き（*lex curiata de imperio*）が扱われている。ローマにおける鳥占いとは，公私を問わず何か行動を起こす際に，鳥の飛ぶ様子や与えた食物への態度，動物の内臓，その他自然現象から神意を伺う手続きであり，その中で特に公的な事柄の場合には鳥占い権が必要になった。それが関わる上級公職者（独裁官，騎兵長官，執政官，法務官，監察官）のうち，執政官（代理）と法務官（代理）には選出された後，

クリア民会での法（*lex cureata*）によって公職に由来する命令権の承認，つまり公職に由来する鳥占い権の正当化（*iustum*）がなされ，監察官はケントゥリア民会で選出された後，同じ民会でその権限が承認された（*lex centuriata*）。独裁官と騎兵長官にはその役職により両権限が正当化されていた。こうした手続きの起源は，公職が鳥占い権を保持していたパトリキからプレブスに開放される際に，就任したプレブスにパトリキと同等の鳥占い権（*auspicia patriorum maxima*）を与えることにあり，行動を起こす際に神意を伺うことを重視していたローマ人の考え方を反映していた。

第3章では，SIAと管轄の関係について述べている。ローマ市外でIAを行使するためには，その管轄が公式に決められなければならず，またどの命令権者も定められた管轄内でSIAの行使を認められていた。従って，公職や命令権の階級に関わらず，どの命令権者も自身に割り当てられたもの以外の管轄で命令権を行使できなかったが，ローマの元老院とローマ市民に認められる場合，もしくは公的利益（*rei publicae causa*）に適うと判断した場合には例外的に行使が可能になった。また命令権を後任に引き継いだ際にも，直ちに命令権を行使できなくなった。

第4章は，以上のSIAの枠組みを踏まえて，凱旋式を認められる指揮官の条件を説明する。凱旋式を元老院から認められるために，指揮官は最低限独立したIAを保持している必要があるが，その指揮官が保持するのがSIAであれば，指揮権（*ductus*）を行使したかは問われない。一方，他の鳥占い権下にあるIAを保持する指揮官の場合，その指揮権下での決定的な勝利に関わったときのみ，凱旋式を行う権利を得た。他の鳥占い権下にある指揮官とは，同じ管轄に割り当てられた複数の指揮官のうち，完全にSIAを保持していない，もしくは戦勝の当日に担当日でなかったためにSIAを保持していなかった者や，公的利益に適うと判断して他の管轄から救援に駆け付けた指揮官であった。この場合，指揮官の上下関係を示す指標を，指揮権ではなく鳥占い権という宗教的概念で示すことは，元老院議員相互の心証を良くすることに働いた。指揮官が要求し元老院が許可すれば，凱旋式の際，下位の指揮官は最高指揮官と同時に，または別の機会を設けて，大凱旋式（*triumphus*）を行うか，単独で小凱旋式（*ovatio*）を行うかのいずれかが認められた。

続く第5章では，執政官と管轄の関係を明らかにしている。執政官は，独裁官を除けばローマで最高の公職であったが，ローマ市外では，執政官は慣習により管轄の割り当てがなければ命令権を行使できないよう制限された。ただし，「元老院最終決議」のような元老院の決議があれば，そのような制限が解除された。管轄において，執政官が執政官代理と割り当てを共有した場合，SIAは執政官にあるが，彼らの命令権の階級はあくまで同じ執政官級命令権（*consulare imperium*）であり，両者の命令権の間に上下がないので，あくまで選挙で選ばれたという点で職権上執政官が優越したのである。しかし，社会や元老院内での地位や個人の権威（*auctoritas*）に関して執政官代理の方が上である場合には，実際の力関係において執政官の優越は十分に機能しないことがあった。状況に応じて，元老院は執政官代理

に対して，執政官のローマ内の指揮権と同等にすることもできた。例えば執政官の軍事指揮能力が不十分と思われた際に，ローマ内の命令権を執政官代理にも委ねることがあった。民会がある管轄について，元老院の意図する執政官ではなく執政官代理に SIA を認めた場合には，元老院は民会の決定と執政官の権威を守るために執政官に同等の SIA を認めた。その際，SIA を保持する指揮官の決定は，同じ公職者に割り当てられた場合に準じた。

第 6 章では，複数の命令権保持者が同じ管轄を共有する（*prouinciae promixtae*）際，SIA は誰が保持するのかを明らかにしている。本章は第 5 章までの内容をまとめた章ともいえよう。原則として，就いている公職の階級や命令権の階級が上である者が SIA を保持した。公職の階級が同じであれば一定期間ごとに交代するか，指揮官の間の合意で SIA 保持者が決まった。命令権の階級が同等の場合，SIA を保持するのは命令権者自身の社会や元老院内での地位，そして年齢が上の方，もしくは，さらに影響を及ぼすこととして，個人の権威や家柄が優れていたことが決め手となった。ただし，いずれの場合も，下位の指揮官は自身の IA を失うわけではなかった。

本章最後の第 7 章では，以上の内容を踏まえ，共和政末期から帝政成立期までの政治状況を，最高命令権と鳥占い権が 1 人の正当に権限を得た命令権者に独占され，全属州が 1 人の SIA に属するようになったことを述べていく。

初めに，著者が述べていることのうち，スッラとカエサルが就任したいずれも任期無制限の独裁官職についてまとめて紹介する。独裁官の SIA は本来イタリアもしくは割り当てられた管轄に制限されていたが，両人は全ローマ世界に対する SIA を保持したという点で先例がなく，さらにカエサルは初めて一人で全軍を掌握し，全ての戦勝の名誉を受け取れるようになった。カエサルについて著者は，認められた様々な特権の中で，前 45 年春にローマ人の全命令権中の最高命令権者（*summum imperator in toto imperio populi Romani*）の地位を得たことを根拠として，この時を国制上，公式な帝政の始点と考えている。国家の諸権限を独占した点で帝政の起源といえる。

次に，執政官代理職で権限を得たポンペイウスである。彼は，前 67 年の海賊掃討の任務のために例外的な執政官代理として，関係する属州の沿岸部に，その属州の執政官代理と同格の SIA を保持して介入することを許された。その後，前 57 年の穀物供給に関する権限の付与以降，全属州の命令権者に対する SIA を，初めは穀物供給関係に限定されたが，カエサルとの戦いを前に執政官と同等で制限のないものと認められた。海賊掃討時の下位の指揮官であり，属州ヒスパニアに代理として派遣が許された副官（*legati pro praetore*）には IA が付与されず，従って戦果を挙げても彼らの名誉はすべてポンペイウスに帰すことになったことで，SIA に従う新しい指揮官の例が生まれた。ポンペイウスは執政官級命令権についての上下を明確化した点で，以降の先例となった。

その後，オクタウィアヌスら国家再建三人委員（*triumuir rei publicae constituendae*）は，執政官代理の役職で全公職者の権限を握り，それぞれが独自の SIA を保持した。彼らは担

当した属州の統治においてポンペイウスのようにIAを持たない副官を派遣するか，第6章で述べられた管轄を共有するIAを保持した執政官代理を派遣した。内乱を勝ち抜いたアウグストゥスは，前27年に三人委員職を退き，執政官に就いた。その際，属州は元老院属州（*prouinciae publicae*）と皇帝属州（*prouinciae Caesaris*）に分けられたが，後者にアウグストゥスはIAを持たない副官（*legati Augusti pro praetore*）を任命し，前者については割り当てられた執政官代理と管轄を共有したため，結局執政官としてのローマとイタリアを含めると，全ローマ世界に対してアウグストゥスがSIAを継続したことになった。その後，前23年に連続して就任していた執政官を退いたため，執政官代理ながらローマ市内での命令権を得て，制度上完全に同格となった他の執政官代理に対して命令権が上級である（*maius quam*）ことが認められ，さらに前19年に執政官相当の権限を認められて，執政官に代わってローマとイタリアでのSIAを獲得し，ローマ支配下全土で単独のSIA保持者であることが制度化された。この時点で共和政の政治体制は終焉した。

以上が本書の内容である。本書は，冒頭に述べた通りSIAを議論の中心に据えて，軍事指揮権や凱旋式の権利に関して，共和政期の多くの有力者の行動を一貫した理論で説明し，これまで行われてきた多くの議論に回答することに成功したといえるだろう。その上で，前1世紀の主要な政治家の保持するSIAが，それまで管轄ごとに区切られていたものが一人に集中するようになったことを明らかにして，最終的にアウグストゥス，すなわち皇帝一人に権力が集中していく過程を明快に説明することができたと思われる。その際，先行研究を踏まえながら，多くの史料を丁寧に解釈し，精緻な議論を行っており，説得力は非常に大きい。本書は従来の帝政成立に至る過程についての説明に大きな変更を迫るものではない。しかし，共和政末期から帝政初期にかけての有力政治家が，SIAの保持のため，つまりは戦勝の名誉を獲得したり正当に軍事力を確保したりするためにどのような前例を利用し，もしくは前例を作ったかを詳しく論じたことで，アウグストゥスの権力掌握の正当性を一層明確にできたのではないだろうか。そうした点で高く評価できる書である。

ここで何点か疑問点を指摘したい。まず，著者の史料に対する批判について，N・ローゼンシュタインが既に公にされた書評の中で，特にリウィウスの共和政前期の記述においては，国制の発展に関する内容はどれだけ当時の実態を反映したものになっていたのか，と問うている[4)]。例えば著者は，ディオ・カッシウスの帝政成立期のSIAと凱旋式に関わる記述については，共和政的側面を反映していないこと（pp. 251-252）に触れて史料解釈を行っている。しかし，リウィウスに関しては，史料の性格に対して問題点を言及しながら利用している箇所は見られなかった。著者は序文において，これまで指摘されている通り，リウィウスの時代と共和政の特に成立期との間に開きがあり，記述中のバイアスやプロパガンダ的性格があることを認めつつ，過度な懐疑を持つことを批判している。しかしそれだけで十分であろうか。著者のディオ・カッシウスへの言及の根拠は，著者が明らかにした共和政期のIA

の理論なのだが，それは大きくリウィウスに拠っている。従って，リウィウスへの言及がないのは本書全体の妥当性に関わる問題であろう。

また，著者は序章において，ローマの国制史の観点と制度外の社会史の観点の両方を取り入れると述べるが，結局は国制史的解釈が中心になったことは否定できない。確かに著者は第5章や第6章で，SIA保持者の決定に，指揮官達の社会や元老院内での地位，家柄，個人の権威といったものが関与することは述べてはいる。しかし，それ以外の議論においてはほとんど国制の観点からの解釈とどまっているように思われた。強いて挙げれば，大スキピオやポンペイウスに対する執政官代理職の権限の付与や延長について，その執政官代理に近い立場の勢力と反対勢力のせめぎあいがあったことを示唆したところだろう。そうした例に対して，当時なされた決定に影響した政治勢力の分析はなされていない。例えば，第2次ポエニ戦争中，ヒスパニアの戦線の維持のためにケントゥリア民会は大スキピオを執政官代理に選出したが，元老院は軍務に熟練した元法務官ユニウス・シラヌスを加えたということがあった。著者はこの事件を，熟練の指揮官の派遣を期待した元老院が，民会の意思も尊重するために，シラヌスの命令権をスキピオと同格の執政官級としたと分析し，SIAが名門家系の者（ここではスキピオ）に属する例として挙げている（pp. 206-211）。筆者は制度面からの説明を行ったが，ケントゥリア民会と元老院の意思が異なった点を掘り下げる必要もあるだろう。著者も指摘する通りスキピオは名門に属するので，元老院議員も参加するケントゥリア民会で彼が選出されたということは，当時，まだ上級公職に就いていなかったとしても，スキピオの支持勢力は元老院内に存在したはずである。研究対象が幅広くなるため容易ではないが，その点に対する著者の見解を知りたくもある。

政治勢力間の争いという観点から考えるならば，前1世紀から帝政成立期にかけての政治状況を説明する上で，SIA自体がどれほどの決定的影響を持ったのかという点が疑問である。むしろSIAが確立する過程こそ重要ではないのだろうか。アウグストゥスの権力掌握に至る過程に，スッラ，ポンペイウス，カエサルといった先例が大きな影響を及ぼしたことは確かである。彼らが獲得した権限は，いずれもそれまでの共和政の歴史の中で先例のなかったものであり，彼らの行動が先例となって帝政への道が開かれた，と著者は述べるのである（p. 214）。しかし，そのような権限を承認したのは元老院や民会である。例えば，著者は前55年にガビニウス法によりポンペイウスに与えられた権限について取り上げている（pp. 216-219）。ウェレイユス・パテルクルスの記述（2.31.2-3）から，当初の提案ではポンペイウスのSIAは各属州の執政官代理のSIAより上級であったが，元老院内の議論で同格なものに修正されたことを指摘する[5]。つまり，ある権限が承認される際，その手続きは既に存在した政治状況を反映しつつ進行するものであり，権限を獲得すること自体はその結果に過ぎないのではないのだろうか。第7章で取り上げられたスッラは，反対勢力を破って，共和政の再建と称して前例の無い権限を持った独裁官職に就いた。その際，執政官は不在だったため中間王を任命し，その任命で独裁官に就くという形であり，手続き自体は正式なものであっ

た。しかし，執政官を含め反対勢力は戦闘に敗れるか殺されるなどして不在であり，スッラが政治主導権を握ったことは明らかで，独裁官職自体はスッラの政権の事後承認でしかないのではないか。この点に関して，著者は本書全体を通して，SIA の原則を掲げながらも結局は元老院や民会で成立する議案の方が重要なのではないのか，と読者に感じさせる書き方をしてしまっているように思われる[6]。

その上で，権限の承認に至る手続き以前の過程も制度上は正当といえるのか。スッラはミトリダテス戦争に対する管轄を割り当てられた執政官代理であったので，終戦処理後自らの実権を確保するためイタリアに進軍した際，執政官と戦ったのである。イタリアはスッラの管轄に割り当てられておらず，著者の述べるように国家利益のための行動だとしても，スッラは執政官の SIA の下にあることになるため，スッラの反抗は，著者の述べる上級者の鳥占い権に従うというローマの命令権に関する基本原則を破ったのである。つまり，独裁官承認以前に，国家制度上の正当性を破壊してしまったと考えることもできよう。

本書が目標とした共和政末期の政治史をより厳密に分析しようとすれば，多くの分野が対象となり，着眼点によって何を重要と考えるかは大きく変わってしまうため，総合することは容易ではない。しかし，そうした現状にあって，本書が SIA の原則を提示したことで，政治史に対するこれまでの複雑な解釈がより単純に説明され，今後の研究に有益な影響を及ぼすのではないだろうか。

註

1）伊藤貞夫，本村凌二編『西洋古代史研究入門』東京大学出版会，1997 年，154-156。

2）著者の近年の業績は以下のようなものがある。Vervaet, Frederik J., Crassus Command in the War against Spartacus（73-71 BCE）: His Official Position, Forces and Political Spoils, *Klio* 97, 607-644; Kehoe, Thomas J. and Vervaet, Frederik J., Honor and Humiliation in Apuleius' Apologia, *Mnemosyne* 68, 605-640; Lange, Carsten. H., Vervaet, Frederik J.（eds）, *The Roman Republican Triumph: Beyond the Spectacle*. Rome: Edizioni Quasar, 2014. 以上の経歴及び業績はメルボルン大学ホームページの教員紹介（http://findanexpert.unimelb.edu.au/display/person155081#tab-overview，2016 年 10 月 12 日最終閲覧）に拠る。

3）著者は第 3 章の冒頭で，一般に言われるように，*prouincia* がローマの領土の拡大に伴い領域と結び付けられ，「属州」と認識されるようになったことを述べている。著者は *prouincia* もしくは province の語を文脈に応じて異なる意味で使っているが，本書評では可能な限り，原義の「管轄」と訳し，「属州」と訳すべき時のみそう記す。

4）Nathan Rosenstein, "Rezension von: Frederik J. Vervaet, *The High Command in the Roman Republic. The Principle of the summum imperium auspiciumque from 509 to 19 BCE*", *Sehepunkte* 15（2015）Nr. 4,（ページなし）（http://www.sehepunkte.de/2015/04/25198.html，2016 年 10 月 12 日最終閲覧）.

5）この議論について，脚注で，C. Koehn, "Pompeius, Cassius und Augustus. Bemerkungen zum *imperium maius*", *Chiron* 40（2015）301-322 を挙げている。

6）先に挙げたローゼンシュタインは，「実際の規則というよりもガイドラインと呼ぶべきもの」と読者に思われるのではないかと危惧している。